

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

「社会的価値の創造」こそ、助成財団の重要な役割 山岡 義典	1
公益法人制度改革10年を評価する 太田 達男	2
公益法人制度改革10周年、NPO法施行20周年の記念集会 相次いで開催される	4
「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」 関西フォーラムの報告 神山 和也	6
高度情報社会の発展に向けて 松本 卓士	8
「第8回助成財団“深掘り”セミナー」を開催 自然科学、それを支える良識すなわち人文科学を対象として — 三島海雲記念財団 —	10
財団ニュース：新会員紹介／「第9回東アジア 市民社会フォーラム」が開催／訂正とお詫び	11
information／編集後記	12

「公益性の論理を「社会的課題の解決」という側面からだけでなく、「社会的価値の創造」という側面からももっとも議論しないとイケない。」—昨年暮、私は公益法人協会のメルマガのリレーコラムに、このように書いた。そしてこの一年間、機会を見ては各地で「社会的価値の創造」の重要性を語り続け、多くの賛同も得てきた。

「社会的課題の解決」は重要なことだ。特にバブル崩壊後の30年近くは余りに多くの社会的課題が次から次に発生した。行政だけでは追いつかないことがいっぱいあった。民間の公益活動が自らの役割をその解決に置いたとしても、当然である。その役割は助成財団にも期待され、財団の多くもその期待に応えようと、力をそこに集中した。それも当然だ。しかしそのような中で、「社会的価値の創造」というもう一つの側面が、次第に私たちの意識の中から遠のき、社会の認識からも薄れてしまい、語らなくなったのではないか。

「社会的課題の解決」は現在のニーズにこたえて必要な社会サービスを提供する。いわば「やらねばならない」活動だ。それに対して、「社会的価値の創造」は新しい発想で何かに取り組むことを通して社会を豊かにする。未だ見ぬ未来のために夢と可能性を切り拓く。いわば「やってみたい」活動だ。資金を提供する側から見ると、目的も受益者も見えやすく成果も分かりやすい課題解決型の取り組みに比べると、価値創造型の取り組み

「社会的価値の創造」こそ、 助成財団の重要な役割

公益財団法人 助成財団センター 理事長 山岡 義典



みは目的も受益者も見えにくく、成果もすぐには見えてこない。短期的な評価には馴染みにくいから、助成するには不安が伴う。こうして社会的な資源は次第に課題解決型の取り組みに向かい、価値創造型の取り組みには届きにくくなる。

とは言え、両者は多くの活動場面で併存し、相互に作用し、相乗的な効果をもつ。課題解決に真剣に取り組む中から新しい価値が生まれ、価値創造に真剣に取り組む中から課題を根源的に解決する方法が生まれてくるかもしれない。この双方向のダイナミックな関係性を育むのが助成財団の大事な役割と思うのだが、課題解決から出発する一方通行だけになっていないかが心配なのである。

やがて休眠預金の多額の資金が、助成財団の周辺にあふれてくる。そのとき、助成財団の資金はどこに独自性を発揮できるのか？

公的資金に準じる休眠預金は、成果の見えやすい社会的課題の解決を志向せざるをえない。そこで助成財団の資金こそは、すぐには成果の見えにくい価値創造の世界を豊かにしてほしいのだ。

昨年11月には市民セクター全国会議が日本NPOセンター主催で行われ、当センターも「社会に新しい価値を生み出す資金提供」と題して分科会をもった。多数の参加をいただき私自身も興味深く聞き入った。このような議論を、各地でもっと盛んにしていくことが助成財団界では特に求められる。

公益法人制度改革10年を評価する



公益財団法人公益法人協会

会長 太田 達男

公益法人制度改革10周年、この改革に当初期待したことは実現しているかどうか、チェックしてみたい。米国メディアのファクトチェックは、トランプ大統領などがスピーチで語る数字や出来事が事実かどうか、厳密な調査の上発表するものであるが、もとより本稿は、数字や出来事の有無という客観的なものではなく、新制度が期待ないし目標としていたことが実現に向けて進んでいるかどうかを、筆者の主観的判断で評価したものであることを先ずお断りしておきたい。

なお、ここで掲げた目標は、『公益法人制度改革に関する有識者会議報告書』（2004年11月）の趣旨を項目ごとに要約したものである。この有識者会議報告書の提言は、殆どが制度改革3法において法律化されたもので、新制度の原点と考えてよい。

1. 主務官庁制度の廃止

(目標)

各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、一元化された公益判断主体が公益法人の適格性を判断する。

(評価)

国所管の場合は、事業内容にかかわらず内閣府に判断機関が一元化され、主務官庁制は名実ともに撤廃されたと評価してよい。ただし、地方の場合は公益認定・監督業務を知事部局の担当課に一元化しているいわゆる集中管理の都道府県と、事業内容によって当該事業を所轄する原局・原課が一次的に審査する分散管理のところに分かれており、後者については、旧主務官庁制度の弊害が起り得る可能性が残っている。

2. 委員会（審議会）の役割、事務局との関係

(目標)

民間有識者からなる委員会（合議制機関）に於いて、公益性の判断を実質的に行い、その意見に基づき行政庁が必要な措置を取る。

(評価)

もちろん形式的には上記のような内容で法整備はされ

ているが、委員の資質、委員会と事務局との力関係、申請・認定に係る一連の事務の流れ等によって大いに異なり得るもので、委員会主導型の審査体制となっているかどうか一律の評価はできない。問題なのは、申請に先立ち事前相談の前置を実質的に義務付けている行政庁が多く、相談段階で担当官の個人的、裁量の判断に適合するよう練り上げられたものが正式に申請されてくる。これでは、在任期間が短く、民間公益活動の役割や、法制度自体への理解度すら十分でない担当官が公益を仕切る旧主務官庁制同様の重大な悪弊が残っていると考えざるを得ない。

3. 公益認定の判断対象となる活動期間

(目標)

新設の法人に活動実績を求めることは、公益的な活動の促進を妨げる恐れがあるので、定款、事業計画収支予算等が要件に適合しているかどうかを判断することが適当である。

(評価)

旧公益法人制度では数年の実績を積んでから申請することを要求されることが通例であったが、それでは折角公益活動をしようという市民の意欲を摘んでしまうことにならないかということから有識者会議で、前記のような考え方で答申され、実際に申請書類や記載方法もそのような考え方で作成された。しかし、実際に見られる指導では、新設一般法人が公益認定を求める時、過去の活動・財務実績を問われることが通例となっているようであり、当初の考え方と大きく乖離している。

4. 認定基準

(目標)

認定基準については可能な限り客観的で明確なものにする必要がある。

(評価)

公益認定法で18の認定要件が規定され、その多くは客観的で、争う余地の少ないものであり、旧制度下に較べればはるかに客観化、明確化されたと評価できるが、1号要件（公益目的事業に該当するかどうか）及び2号要件（経



理的基礎及び技術的能力)については解釈が分かれる場合がある。1号要件についてはもともと完全に客観化的基準とすることは困難であり、事案ごとに判断せざるを得ないことは首肯できるが、2号要件については、「能力」を判定する具体的基準がなく、担当官にとって硬軟の差が最も出やすい基準である。また財務3基準(6, 8, 9号要件)については府令やガイドラインで基準の詳細が規定されているが、担当官によっては法の趣旨を逸脱した解釈をしている場合も見受けられる。

5. 公益法人・行政庁の透明性

(目標)

公益法人については、広く国民一般に対して事務所における情報開示の外、インターネットによる開示を求め、行政庁においても公益法人の開示情報を一元化して全国的なデータベース化を行い、広く国民に公開する。

(評価)

公益法人については、事務所における開示すべき書類、期間等が法定されたが、インターネットによる公開は必ずしも十分でない。特に新規設立公益法人の開示が十分でない。旧民法時代には総理府が各主務官庁経由インターネット開示を求める指導通達が出ていたが、新制度下ではこのような通達はない。

一方、行政庁による公益法人の提出書類開示も限定的であり、また開示請求手続きも不便であり、一層の改善が望まれる。

6. 監督制度(立入検査、報告要求、勧告・公表・公示命令、取消)とその公表・公示

(目標)

事後チェック(監督)の具体的ルールを明確化し、信頼性、透明性の高い仕組みとする。具体的措置内容として、事業報告書等の定期提出、報告徴収・立入検査、勧告・命令、認定取消し等を法令上規定する。

(評価)

監督の具体的ルールは完全に法令化され、関係者はどのような事態が発生すればどのような処分を受けるかが明瞭に理解できるようになったと評価できる。また、答申や処分内容については、ある程度公示・公表がされており市民が参考にできる点も評価できるが、報告要求については一切公表がないのでどのような点に問題があるのか、また事業の変更認定については変更箇所だけを公示記載しており、元の事業全体を記載していないので、元の事業内容の解釈では読み込めないかどうかについて、参考情報とはならない点は改善してもらいたい。

また、定期提出書類や立入検査による担当官の指導には問題が相当見られる。必ずしも法令違反でない事象まで捉え、しかも1年後など相当期間後に修正を要求する、前任担当官と後任者で引継ぎが十分でなく異なる指導をするなど、現場の公益法人を困惑させている事例も多い。指導は明確な法令違反に限るべきである。

7. 一般法人制度

(目標)

民間非営利部門に係る人々の創意に基づく幅広い活動を促進するため、法人格の取得と公益性の判断を分離し、準則主義により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

(評価)

一般法人は6万(うち移行法人を除く新設法人5万弱)近くにも達する。特定非営利活動法人が始まって10年間の設立件数3万7千を凌駕する勢いだ。だが手放しで、「民間非営利部門に係る人々の創意に基づく幅広い活動」をする法人が増えたと喜ぶのは早い。中には公益的活動を行っているものも多数存在しているが、私益を追求するための器として利用されている事例もある。所轄庁がないためその内訳、まして実態はホームページを開設するもの以外は不明である。この制度の功罪を評価するにはなお時間が必要だ。

8. 民による自発的な公益の増進(まとめ)

(目標)

民間の自由で自発的な活動が、政府部門や営利企業部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、それらのセクターが十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待され、特に民間非営利部門による公益的活動が果たす役割とその発展は極めて重要である。

(評価)

公益法人制度改革全体が目指した目標は、市民の自由で自発的な様々な非営利活動を促し、国としてもこれを奨励し支援しようというものであり、法制・税制の仕組みの上では総じてその目標に向けた制度が実現したものと評価できよう。

しかし、10年の実地経験を積んで制度の発展を妨げるいくつかの大きな問題点が指摘できる。すなわち、長期安定的な事業活動を妨げる収支相償基準や、機動的、創造的に社会のニーズに対応する事業展開を委縮させる煩瑣で時間のかかる事業変更申請手続きが2大障害である。これらの規制に加えて、運営上の手続きがあまりにも重装備すぎて小規模法人では事務負担に耐えられないなどの一般的認識が広まり、本来公益認定取得することが相応しい法人でも一般法人に止まる傾向が見られることは残念である。このことは、10年間で新規に設立された公益法人は僅か700件強という数字が物語っている。小さくてもきらりと光る公益法人が各地で続々誕生することを期待したい。

他方、公益法人側でも色々な不祥事件が指弾されている。公益法人は、民による公益の担い手として期待されており、税制上の手厚い支援を受けていることももう一度自覚し、自律的にしっかりしたガバナンスに基づく組織運営を心掛けることが必要だ。

公益法人制度改革10周年、NPO法施行20周年の記念集会 相次いで開催される

新公益法人制度3法が施行されたのが2008年、特定非営利活動法人法（通称NPO法）が施行されたのが1998年の奇しくも同じ12月1日でした。そのため、2018年11～12月にはそれぞれの記念集会在各地で開かれました。

12月4日（火）には（公財）公益法人協会主催の「新公益法人制度施行周年記念シンポジウム - 市民社会へのインパクトと今後の展望」が青山学院大学アイビーホールにて、11月21日（水）には特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、特定非営利活動法人日本NPOセンター、特定非営利活動法人まちぼと共催の「NPO法施行20周年記念フォーラム - これからの市民社会20年を語る - 地域、日本、そして世界から -」をアルカディア市ヶ谷私学会館にて開催されました。当センターは、それぞれに共催、協力団体として参加しました。

NPO法施行20周年記念フォーラム

これからの市民社会20年を語る
—地域、日本、そして世界から—

2018年11月21日 於：アルカディア市ヶ谷私学会館

このフォーラムは、NPO法20周年記念プロジェクトの一環で、2018年3月19日（NPO法制定20周年記念日）にキックオフフォーラムを行い（本誌93号参照）、その後全国*で勉強会を開催し、その総まとめとしてのフォーラムとなりました。（*全国での勉強会は8カ所を予定しており、11月21日現在4カ所で開催済み、残り4カ所はフォーラム後に行う予定）

第一部はテーマ「NPOのあり方を今日的な視点から俯瞰し、今後の20年を語る」で、嘉田由紀子氏（前びわこ成蹊スポーツ大学学長、元滋賀県知事）、洪沢健氏（コモ



ンズ投信株式会社社長）、目加田設子氏（中央大学総合政策学部教授）、コーディネーター今田克司氏（日本NPOセンター副代表理事）によって行われました。

第二部は、テーマ「地域社会からNPOをみつめ、今後の20年を語る」として、これまで各地で行った勉強会の開催地の北海道、東北（宮城仙台）、北信越（長野）、中部（愛知）、関西（大阪）、中国（山口）、九州（福岡）からそれぞれ代表者が登壇しました。

議論は、NPO法施行20を振り返るというよりも、これからのNPOはどうあるべきかを中心に展開されました。

市民セクター全国会議2018

—市民社会の広がり新たな挑戦—

2018年11月22日、23日

於：聖心女子大学・聖心グローバルプラザ

前記「NPO法施行20周年記念フォーラム」の翌日に開かれた市民セクター全国会議では、第9分科会「社会に新しい価値を生み出す資金提供」が当センターの企画協力により行われました。

この分科会では、片山正夫氏（セゾン文化財団理事長）



が基調講演を行い、北村智子氏（おおさか創造千島財団常務理事）、大野満氏（トヨタ財団事務局長）、原田潔氏（日本障害フォーラム（JDF）事務局）をパネラーに、「課題解決」のみでなく、「価値創造」を指向した長期的で継続的な民間助成の重要性について、出し手としての助成各財団と受け手としてのJDFそれぞれからの示唆に富む報告が行われ、その後、参加者との活発な質疑応答がなされました。なお、コーディネートは当センター事務局長・渡辺元が担当しました。

新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム —市民社会へのインパクトと今後の展望—

2018年12月4日 於：青山学院大学アイビーホール

雨宮孝子公益法人協会理事長の挨拶、山下徹内閣府公益認定委員会委員長、二宮雅也経団連企業行動・CSR委員長の来賓挨拶に次いで、堀田勉さわやか福祉財団会長のキーノートスピーチ、雨宮氏と蓑康久住友財団常務理事による調査報告・提言が行われました。

堀田氏のキーノートスピーチは、「10年の回顧と今後の展望」と題して、改革の概観、改革の経過10年の運用と今後の課題・展望について話されました。参加者は10年前のことを知っている人は少なく、初めてこの制度がどういうきっかけで、どのようにできたのかを知ったという人が多くいました。

次いで雨宮氏から公法協、さわやか福祉財団、助成財団センターが運営主体の民間法制・税制調査会が今年度行ってきた新制度施行10周年における検討の報告がありました。報告は、まず公益法人制度改革の本来の意味はなんだったのかを再確認し、その意図に沿った結果が得られているかを検討した後、公益法人や受益者からの意見や要望に沿った提言を行いました。改正への提言は、

(1) 財務三基準関係の是正、(2) 申請・提出手続きの見直しと定期提出書類等の簡素化の要望、(3) 情報公開の課題とその改善提案、の3つが挙げられ、(1)については、収支相償の原則の是正、公益目的事業比率の是正、遊休財産額の保有制限の緩和について、具体的数値を上げて説明しました（詳細は、公益法人協会WEBサイト等をご覧ください）。

2番目の調査報告・提言は、助成財団セン

ターが制度改革10周年にあたり行っている「制度改革が助成財団に及ぼした影響等の調査」の中間報告を同プロジェクト座長の蓑氏から行いました。（詳細は、JFC VIEWS本号6頁の関西フォーラム報告を参照、最終報告は2月8日開催の助成財団フォーラムにて行う予定です。）

休憩をはさんではパネルディスカッション「公益法人制度改革とこれからの公益法人」が、太田達男公益法人協会会長の司会、パネリストは岡本仁宏氏（関西学院大学教授・日本NPO学会会長）、片山正夫氏（セゾン文化財団理事長）、岸本幸子氏（パブリックリソース財団専務理事）、田中雄一郎氏（朝日新聞社論説副主幹）、山岡義典氏（助成財団センター理事長）によって行われました。まず、それぞれの制度改革について、当時の考え方については、民法改正の実現、主務官庁制の廃止などが驚きをもって迎えられ、今まで設立が難しかった財団の設立が容易になり、民間非営利セクターの活性化を期待したことが語られました。次いで、では現状についてはどう考えるかについては、公益法人の数が期待通りの増加をしていない、主務官庁制は廃止されたが行政庁の干渉がまだまだ多い、収支相償は法人のキャパシティビルディングを阻害している、事業変更手続き等が複雑など、制度上の問題と同時に法人側にも依存心が残っている、行政の公共と民間の公益性の違いを示す必要があるのではないかなど、法人側の問題も指摘されました。これからのについては、公益法人、NPO法人等の法人格を越えた非営利セクター内での交流、連携することが必要、地方に公益法人のインフラ組織が必要、という意見が複数のパネリストから出されました。

そして最後に、I.財務基準についての提言、II.公益目的事業等の変更等についての提言、III.情報公開の拡充と拡大についての提言の3提言からなる本シンポジウムの「大会宣言」が発表されました。（湯瀬秀行・記）



「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」 関西フォーラムの報告

調査検討委員会 専門委員

神山 和也



助成財団センターは、11月8日、大阪の毎日インテシオビルにおいて「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト（PT）」関西フォーラムを開催した。テーマは「公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？－より良い制度提言に向けた実態調査の中間報告と意見交換－」である。このフォーラムの目的は、テーマが示すように当センターが昨年10月以降2ヶ年計画で実施している調査の経過と中間成果を報告すること、そして関西地域の助成財団関係者と意見交換を行うことにより、今後のより良い制度提言および助成財団界のあり方を考えていくこと、であった。当日は37財団、大学関係、報道関係者を含め50人が参加した。以下、当日のプログラムに沿ってフォーラムの報告をする。

1. 基調報告

最初に、10周年PT調査検討委員会・座長（公益財団法人住友財団常務理事）である袁康久が基調報告を行った。調査の経過と中間取りまとめの概要を報告するとともに、財務3基準など現行の制度への提言案を紹介した。



2. コメント

基調講演に対し、国立民族学博物館教授（元内閣府公益等認定委員会委員）の出口正之氏よりコメントがあった。制度改革により主務官庁制度はなくなったが、悪し



きことに、主務官庁文化は残っている。このため行政庁が法人運営に口を出してしまうことがある。そして立入検査などで理不尽だと思う指摘があった場合は、「その根拠となる法律をあげて欲しい」と要求すれば良い、とコメントした。

3. 事例報告

関西の5つの財団が事例報告を行った。

(1)公益財団法人山田科学振興財団

専務理事 坂本達哉 氏

この財団は、ロート製薬初代社長の山田輝郎氏が私財30億円を寄贈して設立した財団である。制度改革による良い面として、外債での運用など金融市場環境の変化に対応した財産運用が可能になったことがある。例として遊休財産で事業費を補填した事例を説明した。アルゼンチン債での利払いが停止し運用益が減少した際に、遊休財産の投入を行った。その後利息が一度に戻ってきた時に遊休財産が保有制限を超えたため、特定財産に入れた。株の配当で事業を営む財団などでもこうした事例は今後とも想定される。しかし、将来にわたって安定的な公益活動を行うためには、遊休財産を事業費の1年分に制限するといった財務3基準の改善が必要である。



また、財団に資金を寄附するので褒賞事業をして欲しいとの申し出があったが、定款に褒賞に関する事業が記されていない。依頼者は、定款手続きの変更が煩雑

すぎて、財団に迷惑がかかるとの理由で、この提案を取り下げた。事業の種類・内容の変更に関して自由度が低く、変更の事務手続きが煩雑なため、社会ニーズに応じた機敏な事業活動がやりにくい、と指摘した。

(2)公益財団法人日本生命財団

常務理事・事務局長 伯井徳文氏

助成財団は事業型財団に比べて世間に知られていないため、事業に対する理解が得られにくく、寄附を募るのが難しいのではないかと。広報活動を適切に行っていないと、いずれ活動しにくくなることを考え、今年から広報活動関連の予算化をした。財団の事業は100%公益活動であり、企業活動ではないのだということを、関係者にはしっかりと理解してもらいたい。



(3)公益財団法人京都地域創造基金

常務理事・事務局長 可児卓馬氏

基本財産は300名を超える市民からの寄付によっており、京都府内の課題を、資金をつなぐことにより解決するコミュニティ財団である。制度改革のおかげで設立できた財団である。運営面で、年度末報告などの手続きは負担になっており、コストもかかっている。土地や建物など不動産を寄付したいという話があり、農地・山地を守る意味でも重要だが、活用の仕方、税制の面から難しい面があり、今後の重要な論点になると考えている。



(4)公益財団法人みんなでつくる財団おかやま

理事 石田篤史氏

27市町村100人の若者の呼びかけにより、500人以上の寄付でできたコミュニティ財団。地域のインフラとしての財団だと考えている。寄附をもとに運営しているため、収入の年次変動が大きい。収支相償のやり方は当財団には合わないと感じている。



(5)一般財団法人おおさか創造千島財団

常務理事 北村智子氏

非営利型（収益事業による利益以外には課税されない）の一般財団法人である。母体企業の遊休不動産を活用して芸術文化の発展に寄与するとともに、地域の新たな価値を創造し、創造的かつ文化的に多様な地域社会を創出しようとして設立された。基本財産は300万円である。



一般財団法人のメリットは、事業の変更や追加などに関して、届け出が不要であり、柔軟な運営が可能であること。事務手続きに手間を取られず、事業に注力できる。現在の運営状況を考えると、公益認定を受けることは、むしろデメリットであると考えている。

親会社からは、年間2000万円ほどの寄附を受けている。この額は、損金算入限度額の範囲内である。財団では剰余金は内部留保として貯め、経営上の安定性を維持することに役立っている。小さな企業であっても、財団を設立・運営していくことが可能であることを、多くの人に知って欲しい。

4. パネル討論および質疑・意見交換から

・現状の制度では評議員と理事が一緒になって議論することが難しい。両者の連携を図って知恵を出す工夫が必要だろう。

・財団内における人の育成、後継者への伝達は、仕事のマニュアルを作成し、引き継いでいるが、理念・考え方をうまく引き継いでいくことは難しい。

・出口氏から。変更認定申請に要する標準的な期間は40日である。（行政手続法第6条に対する行政担当室の内規で定められている。なお公益認定は4ヶ月である。）行政手続法は行政庁を規制するための法律である。

5. 総括コメント 助成財団センター理事長 山岡義典

公益認定法の附則3には、この法律の施行後適当な時期に、この法律の規定を検討し、必要な措置を講ずる、とある。公益法人制度改革施行から10年を経た今こそ、その時期である。この10年間で新設法人として認定を受けた財団は約650と極めて少ない。そこで助成財団の立場から、この制度について、今後検討すべき課題を提案したい。法の運用や解釈変更で対応できるものもあるが、基本的な変更については、法令自体の改正が望まれるものもある（FAQなどではなく、少なくとも施行規則とすべきである。）また公益法人制度に加えて、税法上検討すべき課題もある。

財務3基準の改正、運営を弾力的に運営できるようにするための改定、一般法人に関連し検討すべき制度改正などがある。

6. 関西学院大学 岡本仁宏教授（大阪府公益認定等委員会委員長）からのコメント

認定委員会の状況は都道府県ごとに、かなり違いがあり、委員の人数や委員会の開催頻度は違っている。委員にとっても、この制度を理解するのは大変である。

内閣府公益認定等委員会は「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」で来年の3月に向けて制度改革の改正の取りまとめをしようとしている。この一環として岡本氏は当フォーラムの前日11/7に同委員会よりヒアリングを受けた。各財団とも意見があるならば、各地の認定委員会に意見を寄せてはどうだろうか。

フォーラム後の感想で、他財団の活動状況を聞くことはとても参考になったので、このような会合を関西でも定期的に開催して欲しいとの意見があった。

高度情報社会の発展に向けて

公益財団法人 大川情報通信基金 専務理事
松本 卓士



1. 大川情報通信基金の誕生

1986年8月22日、財団法人大川情報通信基金（以下 大川財団）は、郵政省（当時）より設立許可を受けた。創設者で初代理事長は、コンピューターサービス株式会社社長 故 大川 功氏である。

情報通信分野の将来有望な研究に助成を行い、高度情報社会の発展に寄与することが、財団の掲げる目標の一つであった。

大川氏が高度情報社会の「三種の神器」と位置付けた、人工知能（AI）・ネットワーク・データベースに関連する新会社や研究機関などを相次いで設立、積極的な先行投資を行い、日本におけるベンチャーの草分け的存在の一人と呼ばれるようになった。根っからの起業家である大川氏だったが、その一方で社会還元の大切さも改めて強く実感していた。

2. 研究助成を開始

1987年、大川財団の研究助成事業として第1回贈呈式が東京にて開催された。

研究助成の対象は、平山 博委員長（早稲田大学 教授）をはじめ、理工学系の研究者を中心とした7人の審査委員によって選定された。

助成の対象となった研究は、当時萌芽的であったものが、その後の研究の進展とともに、大きく裾野を広げてきたものも少なくない。

例えば、今日、インターネットは研究対象としてのみならず、その技術は社会にも広く普及、実用化してきている。しかしながら、助成を開始した30年前は、インターネットの根幹を成す通信規約（TCP/IP）は確立して間もなく、一般にはほとんど知られてはいなかった。現在「日本のインターネットの父」とも称されている村井 純氏（慶應義塾大学 環境情報学部長・教授）は「私は1989年度に大川財団の研究助成をいただき、それによってWIDEプロジェクトを発足した。大川財団の研究助成が最初にいただいた研究資金であり、私たちの研究活動の

出発点となった」と述べている（2011年度大川賞受賞時のスピーチ）。WIDEプロジェクトとは、1988年に設立された、日本を代表するインターネット研究・運用プロジェクトであり、その後、日本におけるインターネット基盤の構築、普及に大きく貢献している。

3. 設立5周年を迎え、大川賞・大川出版賞を創設

1991年度、創立5周年記念講演会で、文化勲章を受章した猪瀬 博氏が「情報技術と文明～情報世紀を生きる～」と題して基調講演を行った。

1992年11月24日、財団は、大川賞・大川出版賞の顕彰事業を開始し活動の幅をさらに大きく広げた。

大川賞審査委員会の初代委員長には猪瀬 博氏（学術情報センター 所長・東京大学 名誉教授）が就任した。

一方、大川出版賞の初代の審査委員長は志村 正道氏（東京工業大学 教授）が務めた。情報通信は理工学系の学問の中でも比較的新しい分野のため、情報通信分野の図書に照準を合わせた表彰はほとんどなく、また、企画・編集で貢献した出版社と一緒に表彰するところも大きな特徴の一つである。



初代理事長 大川 功氏



初代大川賞審査委員長
文化勲章受章者
猪瀬 博氏

4. 海外研究助成を開始

1996年の設立10周年を機に、大川財団は研究助成事業を海外に拡げることとし、アメリカ西海岸のカリフォルニア州にある5大学を対象とした。

それぞれの大学から複数名の推薦を受け、これを財団の審査委員会が選考する。1997年からは、審査委員長として志村 正道氏（東京理科大学 教授・東京工業大学 名誉教授）が就任した。その後、カーネギーメロン大学の



ロボット研究所で所長を務め、同大学ワイタカー記念全学教授である金出 武雄氏から「アメリカでも使い道が自由な助成金は少ないから、その長所を強調して、さらに Tenured Professor（終身在職権を持つ教授）に差し上げてはどうか」との助言があり、これを受けて、助成対象を各大学の教授や准教授クラスの研究者とし今日に至っている。

アメリカでの最初の贈呈式は、1996年10月7日、サンフランシスコ市内のホテル、リッツカールトンで開催された。

5. IT最先端の国での公益事業——大川賞の国際化

海外研究助成の第一歩として、最初の対象をアメリカ西海岸の大学としたのは、カリフォルニア州にある「シリコンバレー」の存在が大きい。ITビジネスの新興企業が多く集まり、最先端の技術やサービスを次々に世界へ発信しているエリアである。1990年代初め、大川 功氏はシリコンバレーをたびたび訪れた。そこで、日本とは比較にならない技術や情報の圧倒的な開発と更新のスピードを目の当たりにした大川氏は、1995年にCSKのアメリカ本社を設立するなど、ビジネスの面での新天地への進出を加速。そして、財団の公益事業においても、シリコンバレーと身近に交流し合う、先端の「知」に着目した。2006年からは、アメリカ東部ペンシルバニア州のカーネギーメロン大学も加え、合わせて6大学に研究助成を行うようになる。

さらに、1996年からは、大川賞の国際化を進めた。国内に加え海外の研究者も対象とし、国際賞として範疇を拡げた。

6. 人文社会科学研究への対応

従来多かった理工系のテーマだけではなく、経済や教育への影響、メディアの役割といった、情報通信と人や社会との関係を探ろうとする試みが目立ってきた。1992年度から「人文・社会科学」として独立した研究分野として助成を開始した。審査委員にも、人文・社会科学系の研究者を加え、より幅広い分野の研究助成を行うための体制づくりが進められてきた。

7. アジアへの研究助成を開始

設立20周年を前にした2005年、財団の会長に五十嵐三津雄氏（元郵政事務次官）、代表理事・理事長に奥島孝康氏（早稲田大学 学事顧問 前総長）が就任し、新たな体制が発足した。さらに大川賞審査委員長は相磯 秀夫氏（東京工科大学 学長・慶應義塾大学 名誉教授）、研究助成審査委員長は鮎戸 弘氏（東洋英和女学院大学 学長・東京大学 名誉教授）が務めることとなった。

そして、2006年度、海外研究助成事業の対象を中国と韓国へ新たに拡げ、中国の4大学（北京大学、清華大学、復旦大学、上海交通大学）、韓国の3大学（ソウル大学、高麗大学、延世大学）、合わせて7大学を助成の

対象とした。

8. 歴史を刻む大川賞

1992年度から続く大川賞も、国際的な評価が次第に高まっている。米国マサチューセッツ工科大学（MIT）のウェブサイトでは、同大学の教授が受賞した主要な国際賞の一つとして、ノーベル賞とともに大川賞が並べられている（<http://museum.mit.edu/150/118>）。さらに、国際的な学術賞や大学のランキング機関の一つであるIREG Observatoryによれば、電気・情報工学関連の国際賞として、

- ①ACM Turing Award
- ②IEEE Medal of Honor
- ③米フランクリン財団のBenjamin Franklin Medal
- ④IEEE Edison Medal
- ⑤大川賞

とランク付けされており、5番目に高い評価を得ている（<http://iregobservatory.org/en/pdf/ireg-list-academic-awards.pdf>）。

9. 公益財団法人として認定

2011年5月20日、大川財団は、内閣総理大臣より公益認定を受け、6月1日、「公益財団法人 大川情報通信基金」に移行した。

10. 30年目の節目を迎えて——情報通信の未来のためにこれからも

2016年8月、大川財団は設立30周年を迎えた。情報通信の世界が劇的な進化をとげる中、財団は常に研究者たちの立場に寄り添い続けようとしてきた。海外の研究者の割合が約2割と、国際化の歩みも着実である。

海外研究助成については、2016年9月22日、グランドハイアット・サンフランシスコで開催した研究助成贈呈式の席上、大川財団は「わが国と米国との相互理解及び友好親善に寄与した功績が顕著である」として、在サンフランシスコ日本国総領事の山田 淳氏から奥島理事長に表彰状が手渡された。最初の海外研究助成をアメリカで行ってから、ちょうど20年。区切りの年に、海外からの評価を受けることは、財団関係者にとっては思いがけない栄誉だった。

この贈呈式では、奥島理事長から、30年前に今日の情報化による社会の発展を見通し、この財団を設立した大川 功氏の類まれなる先見性と実行力が述べられた。

さらに2017年、「電波の日・情報通信月間」記念中央式典において、情報通信分野の振興・発展に寄与したとして「情報通信月間」総務大臣表彰を受けた。

情報通信の分野で国際的な学術、文化の交流や人材の育成を支援し、その活動を通じて人々の幸福や平和に貢献していく。その目標の実現に向けて邁進する大川財団の歩みはこの先も終わることはない。

「第8回助成財団“深掘り”セミナー」を開催 自然科学、それを支える良識すなわち人文科学を対象として

— 三島海雲記念財団 —



はじめに

第8回の「助成財団深掘りセミナー」では、三島海雲記念財団の常務理事 齋藤芳男氏をお迎えしました。同財団は皆様ご存知の乳酸菌飲料「カルピス」の開発者である三島海雲翁が設立した財団です。今回は、設立者 海雲翁の人物像とその精神を引き継ぐ学術支援事業、財務状況や今後の課題についてお話を伺いました。



同財団の特色は、学術支援として自然科学のみではなく、それを支える良識である人文科学をも支援対象としているところにあります。これは、自然科学の根底には“人は如何に生きるべきか”という哲学としての人文科学が基礎にあると考えられたためです。海雲翁は、日本繁栄の基盤となる自然科学、人文科学に関する教育、研究を援助奨励し、その成果の普及を図ることにより学術、文化の向上、そして国民生活の充実に寄与することを目的に財団を設立しました。

三島海雲翁の志—国利民福—

海雲翁は、多くの知己に恵まれ、国際的な視野と実行力を備えていたようです。「カルピス」を通じて、生涯をかけて“国利民福—国家の利益となり、人々の幸福につながること—”の実現に取り組みました。85歳を超えた時、彼は今日の自分があることは周囲の絶大な支援があつてのこと、その恩に報いる方法として「日本発展の原動力となる学者・研究者の研究を支援することが、人類の福利に役立つに違いない」と考え、全私財を投じて財団を設立しました。設立趣意書の「私欲を忘れて公益に資する大乘精神の普及にある。広野に播かれた一粒の麦になりたい」に、海雲翁の思いが表れています。これは今日まで財団職員の共有すべき価値観となっています。

挑戦する研究者を幅広く支援する助成プログラム

事業は大きく4つに分かれます。(1)「学術活動支援助成」は2018年度で2年目のプログラムです。資金面で困難を抱える若手や海外研究者の学術活動の発展を支援します。(2)「共同研究学術奨励金」は3年目のプログラムで、海外との共同研究や学際的な新しい研究が多く見られることが特徴です。(3)「個人研究学術奨励金」は、成熟期ともいえる56年目のプログラムです。(2)、(3)は研究のチャンスを広く設定したいという思いから、女性研究者や若手研究者支援に重点を置き、応募制限を設定しております。一方、財団設立50周年を機に創設した褒章事業として、(4)「三島海雲学術賞」があります。40歳前後の研究者の受賞が多く、それらの方々の今後の研究の発展と成果が期待されるようです。

理念の継承と自立的な財団運営を目指して

今後の課題は大きく三つに分けられます。一つ目は、「私欲を忘れて公益に資する」という海雲翁の思いを、周年事業の開催や日々の業務を通じて継承していくことです。二つ目は、研究者の現場ニーズの把握を継続して行い、事業へ反映することです。特に受贈者へのフォローアップとして、研究現場ヒヤリングを実施して潜在ニーズの把握を図ることにしています。また、Web申請やスマートフォン対応サイトの構築も検討中です。三つ目は、助成事業を継続していくための資産運用の取り組み強化です。年々自立的な資金運用が必要になってきています。資産運用の知識不足を補うために、外部専門家にアドバイザーに就任いただき、さらに資産管理委員会を定時の他必要に応じて開催してリスク管理に取り組んでいます。

おわりに

三島海雲記念財団は、出捐企業が変わる中でも財団の運営を継続して展開するための財務的な自立を目指し、資金の使い方や運用方法を変えるといった取り組みを進められていました。さらに、創設した新事業をよりよい事業に育てるためのブラッシュアップを図られており、今後の事業の展開と財団としての発展が期待されます。

齋藤氏には、参加者一人一人の質問等に対して終始誠実にご対応いただき、“私欲を忘れて公益に資する”という海雲翁の精神が着実に引き継がれているように感じました。
(渡真利明緒衣・記)

N 助成財団 ニュース News

新入会員財団のご案内

法人会員

一般財団法人 山岡記念財団

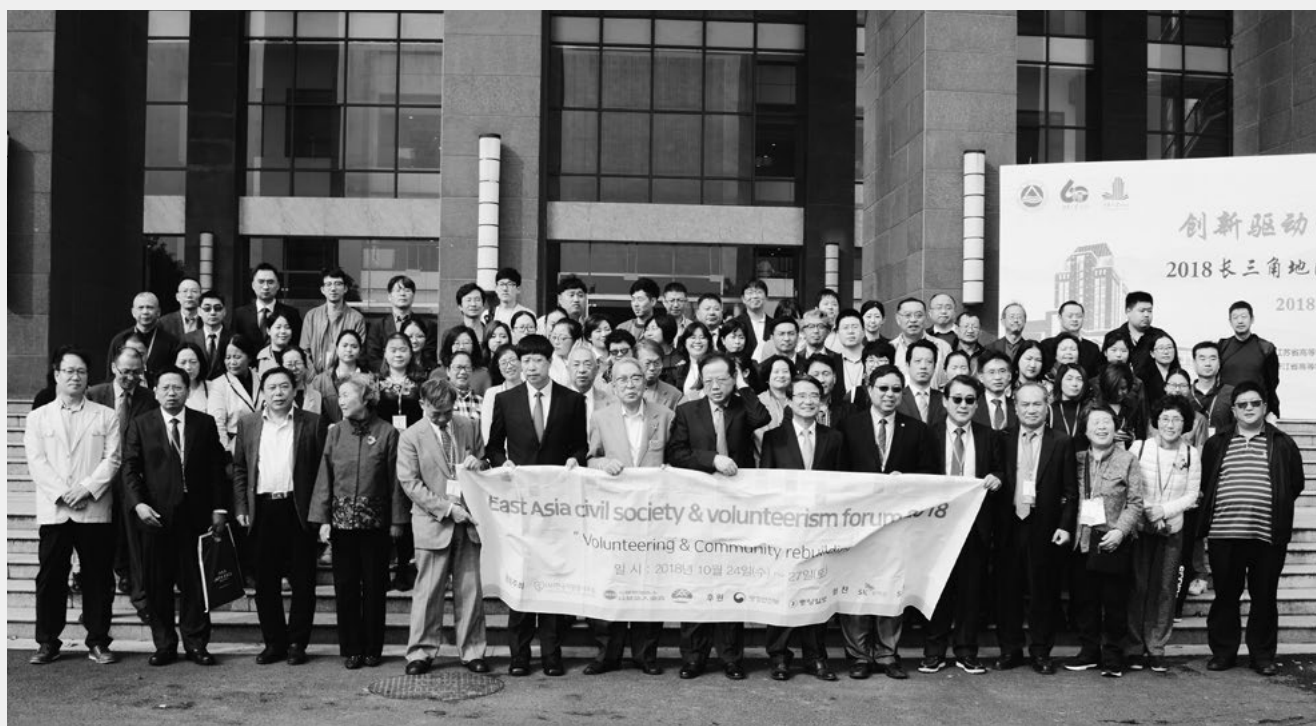
(代表理事:山岡 健人 所在地:大阪市北区)

「第9回東アジア市民社会フォーラム」が開催

第9回東アジア市民社会フォーラムが2018年10月28日、中国無錫市の甲南大学で行われました。本フォーラムは日本、韓国、中国の3国のNPO、市民活動関係者が年1回それぞれの国で順番に開催しているもので、今回で3順目となります。毎回テーマを設定していますが、今回は「農山村

における地域創成と市民社会」でした。参加者は日本からの12名を含み約100名が集い、各国から基調講演、事例報告を行い、活発なディスカッションが行われました。

第10回は日本で秋ごろ開催の予定です。



訂正とお詫び

本誌前号(94号)の「公益法人制度改革10周年を迎えるにあたってのアンケート調査報告2～一般法人の選択～」の記事中の数値に誤りがありました。お詫びして以下のように訂正いたします。申し訳ございません。

p.9左段「2. アンケート対象」節の最終行「14件」→「13件」

p.9左段「3. 移行一般法人の回答(1)一般法人を選択した理由」節の3行目「18%」→「22%」

p.9左段「3. 移行一般法人の回答(1)一般法人を選択した理由」節の6行目「14%」→「17%」

p.9右段「3. 移行一般法人の回答(2)一般法人に移行したメリット感」節の2行目「18%」→「20%」

p.9右段「3. 移行一般法人の回答(2)一般法人に移行したメリット感」節の3行目「15%」→「19%」

p.10左段「3. 移行一般法人の回答(3)一般法人に移行したデメリット感」節の2行目「32%」→「42%」

p.10左段「3. 移行一般法人の回答(3)一般法人に移行したデメリット感」節の3行目「9%」→「11%」

※なお、訂正した記事は、当センターのホームページのバックナンバーのページに掲載してあります。



「2018年度 助成財団フォーラム」のお知らせ

公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？

—実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言—

- 日時：2019年2月8日（金）13：00～17：55
（受付開始は12:30から）
— フォーラム終了後、18時頃から19：45頃まで
＜交流懇親会＞を予定 —
- 場所：大手町ファースト スクエア カンファレンス
（イーストタワー2F）【Room B・C】
東京都千代田区大手町1-5-1 ファーストスクエア
Tel 03-5220-1001
- 定員：約150名
（定員になり次第、締め切らせていただきます）
- プログラム

来賓ご挨拶・特別講演

「新公益法人制度改革10年間の振り返り—公益法人制度の更なる進展・民間公益活動の活性化に向けて—」（仮題）

山内 達矢 様 内閣府公益認定等委員会 事務局長

小林 明生 様 内閣府公益認定等委員会 総務課長

〔第1部 — 10周年特別プロジェクト（特別PT）による調査報告〕
基調報告「調査の経過と成果の概要および提言」

藁 康久 調査検討委員会 座長

神山 和也 調査検討委員会 専門委員

〔第2部 — 制度改革が組織や事業の運営に
もたらした影響と課題—実践事例から—〕

報告1 公益財団法人 渥美国際交流財団（移行公益）
常務理事 今西 淳子 様

報告2 一般財団法人 ハウジング アンド コミュニティ財団（移行一般）
専務理事 松本 昭 様

報告3 公益財団法人 パブリックリソース財団（新設公益）
専務理事 岸本 幸子 様

報告4 一般財団法人 キヤノン財団（新設一般）
事務局長 星野 哲郎 様

報告5 「関西フォーラム」の事例報告
公益財団法人 サントリー文化財団 顧問・
上席研究フェロー 今井 渉 様

〔第3部 — より良い制度と民間らしい助成活動の

実現に向けて—質疑と意見交換〕

〔第1部・2部〕についての質問／意見票による質疑と意見交換

提言および閉会挨拶

〔第4部 — 交流懇談会〕於・【Room A】

※なお、プログラムの内容については、一部変更となる場合もありますので、予めご了承ください。

参加費：

【フォーラム参加費】（一般）お一人 10,000円
（会員）お一人 7,000円

【交流会参加費】 お一人 4,000円
（一般および会員とも）

編集後記

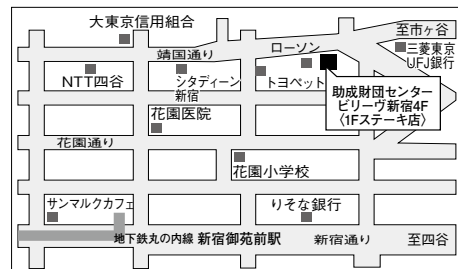
◆昨年12月1日は、新公益法人制度施行10周年、NPO法施行20周年と奇しくも非営利法人制度の記念日でした。その前後に相次いで、記念シンポジウム等関連行事が開かれました。4頁から当センターが共催、協力した3つのイベントについて簡単な報告、及び6頁から11月8日大阪で開催しました当センター主催の「関西フォーラム」についての報告を掲載しました。

◆そして来る2月8日には、毎年当センター主催の「助成財団フォーラム」にて、「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」の最終報告を行います。詳細は上記informationまたは当センターサイトをご覧ください。そして是非、ご参加ください。

◆また、公益法人協会会長の太田達男氏から前号の巻頭言に続いて「公益法人制度改革10年を評価する」と題してご寄稿いただきました。制度改革の成果を太田会長の目から見た評価をされています。

◆前号の発送では、委託していた発送業者の手違いで、宛名と住所が不一致のまま発送してしまいました。読者の皆様にはご心配あるいはご不快な思いをさせてしまいまして、申し訳ございませんでした。いくつものお問い合わせの連絡をいただき、恐縮至極です。今後はこのようなことのないよう、細心の注意をもって発送いたします。

（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。）

JFC Views No.95 January 2019

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2019年1月22日

編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp